

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	地方議会からの意見書（2） －参議院が受理した意見書の主な項目（令和2年）－
著者 / 所属	根岸 隆史・内藤 亜美・徳田 貴子・永簀 舞衣 / 行政監視委員会調査室 岩崎 太郎 / 前行政監視委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	436号
刊行日	2021-7-8
頁	172-179
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20210708.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020） / 03-5521-7686（直通））。

地方議会からの意見書（２）

— 参議院が受理した意見書の主な項目（令和２年） —

根岸 隆史

内藤 亜美

徳田 貴子

永簾 舞衣

（行政監視委員会調査室）

岩崎 太郎

（前行政監視委員会調査室）

1. 意見書の主な項目の紹介

- (1) 選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）の法制化
- (2) 核兵器禁止条約への署名・批准
- (3) 日米地位協定の見直し
- (4) 台湾のWHOへの参加
- (5) 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決
- (6) 義務教育費国庫負担制度の拡充、教職員定数改善と少人数学級の推進等

2. おわりに

1. 意見書の主な項目の紹介

本稿では、前回の「地方議会からの意見書（１）」¹に続き、令和２年に参議院が受理した意見書の中から、その主な項目について、関連する制度の概要や課題などを確認しつつ紹介する²。

¹ 拙稿「地方議会からの意見書（１）」『立法と調査』No. 435（令 3. 6. 1）。なお、令和２年に参議院が受理した意見書のうち、新型コロナウイルス感染症対策に関連する要望事項の分析や解説については、拙稿「新型コロナウイルス感染症対策をめぐる地方の諸課題—参議院への意見書における地方議会の要望—」『立法と調査』No. 433（令 3. 4. 14）参照。平成 31 年・令和元年の意見書については、根岸隆史・内藤亜美・岩崎太郎・對馬あきな・徳田貴子「地方議会からの意見書（１）」『立法と調査』No. 422（令 2. 4. 14）、「地方議会からの意見書（２）」『立法と調査』No. 423（令 2. 5. 1）、「地方議会からの意見書（３）」『立法と調査』No. 424（令 2. 6. 1）、「地方議会からの意見書（４）」『立法と調査』No. 425（令 2. 7. 8）及び「地方議会からの意見書（５）」『立法と調査』No. 426（令 2. 7. 31）参照。

² 本稿は令和 3 年 6 月 23 日現在の情報に基づくものであり、参照 URL の確認も同日に行っている。

(1) 選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）³の法制化

主な要望事項

- 民法を改正し、選択的夫婦別氏制度の法制化を行うこと。
- 選択的夫婦別氏制度の法制化に向けた議論を進めること。

民法第750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定しており、我が国において夫婦は同氏でなければならない⁴。これに対し、女性の社会進出等に伴い、改氏による社会的な不便・不利益等⁵を背景として、夫婦が望む場合には結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める選択的夫婦別氏制度の導入を求める声が上がっている。法務省によれば、婚姻後に夫婦いずれかの氏を選択しなければならない夫婦同氏制の国は我が国以外にないとされており⁶、国連の女子差別撤廃委員会⁷は我が国に対し、夫婦の氏を選択に関する法改正を求める累次の勧告を行っている⁸。

平成29年に実施された「家族の法制に関する世論調査」では、42.5%（平成24年：35.5%）が、夫婦が希望している場合には、それぞれが婚姻前の氏を名乗ることができるように法律を改めても構わないとし、29.3%（平成24年：36.4%）が、夫婦は必ず同じ氏を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はないと回答している。また、夫婦が婚姻前の氏を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ氏を名乗るべきだが、婚姻によって氏を改めた人が婚姻前の氏を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては構わないと答えた割合は24.4%（平成24年：24.0%）であった⁹。

平成27年12月、最高裁判所は、夫婦同氏を定める民法第750条の規定を合憲と判断した上で、夫婦の氏制度の在り方については、国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならないとした¹⁰。政府は、令和2年12月閣議決定の「第5次男女共同参画基本計画」において、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度や、家族の一体感、子供への影響等も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めるとしている。

意見書においては、選択的夫婦別氏制度について国民の間に様々な意見があることを踏まえ、各方面に配慮しながら慎重な議論を進めることへの要望も見られた。

³ 一般的に「選択的夫婦別姓制度」と呼ばれることがあるが、民法等の規定では「姓」や「名字」を「氏（うじ）」と呼んでいることから、本稿では「氏」を使用する。

⁴ 平成27年時点において、婚姻後の氏について夫の氏を選択した割合は96%、妻の氏を選択した割合は4%であった（厚生労働省「平成28年度人口動態統計特殊報告「婚姻に関する統計」の概況」（平29.1.18））。

⁵ 意見書では、改氏によりキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧氏の使用で不利益等が生じる例は多く、それを避けるために結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いるとの主張も見られた。

⁶ 第196回国会衆議院法務委員会議録第2号10頁（平30.3.20）

⁷ 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」第17条に基づき設置されており、同条約締約国（令和3年2月現在189か国）が講じた措置等の報告についての検討や、勧告等を行っている。

⁸ 内閣府男女共同参画局ウェブサイト「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）」〈https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/index.html〉参照

⁹ 内閣府政府広報室「「家族の法制に関する世論調査」の概要」（平30.2）16頁

¹⁰ 最大判平27.12.16民集69巻8号2586頁。なお、最高裁判所は、令和3年6月の判決でも同規定を合憲と判断し、平成27年判決と同様の趣旨を示している。

(2) 核兵器禁止条約への署名・批准

主な要望事項

- 核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。それまでは、オブザーバーとして締約国会合及び検討会議に参加すること。

核兵器禁止条約（以下「同条約」という。）は、(a) 核兵器その他の核爆発装置（以下「核兵器」という。）の開発、実験、生産、製造、取得、保有又は貯蔵、(b) 核兵器又はその管理の直接的・間接的な移転、(c) 核兵器又はその管理の直接的・間接的な受領、(d) 核兵器の使用又は使用の威嚇、(e) 同条約が禁止する活動に対する援助、奨励又は勧誘、(f) 同条約が禁止する活動に対する援助の求め又は受入れ、(g) 自国の領域又は管轄・管理下にある場所への核兵器の配備、設置又は展開の容認等の禁止について規定している。

同条約は、国連において交渉が行われ、2017（平成29）年7月に採択された後、2021（令和3）年1月に発効した。同年4月現在、54の国と地域が批准している。同条約の交渉には、核兵器国や核抑止力に依存するNATO諸国等の同盟国等は参加せず¹¹、日本政府も交渉冒頭に参加してその立場を述べて以降、不参加であった¹²。

同条約への考え方として政府は、安全保障の観点から、核兵器を直ちに違法化する条約に参加すれば、米国による核抑止力の正当性を損ない、国民の生命・財産を危険に晒すことを容認することになりかねず、日本の安全保障にとっての問題を惹起すること、また、同条約は、現実には核兵器を保有する核兵器国のみならず、日本と同様に核の脅威に晒されている非核兵器国からも支持を得られておらず、核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらしている点も懸念されるとしている¹³。また、同条約への署名については、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、抑止力の維持・強化を含め、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、現実的に核軍縮を前進させる道筋を追求していくことが必要であるとしており、同条約に署名する考えはないとしている¹⁴。

意見書においては、被爆地である広島、長崎での締約国会合開催を国連に働きかけることも求められた。これに関し、茂木外務大臣は、国会審議において、締約国会合は条約の締約国が開催するものであり、同条約に署名する考えがなく、オブザーバー参加についても慎重に対応したいとの日本の立場から、日本が同条約の締約国会合を招致することは適切ではないとする旨の答弁を行っている¹⁵。

¹¹ 核兵器の不拡散に関する条約（NPT）における核兵器国（アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国）のほか、核兵器を保有しているとされるイスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮も不参加である。

¹² 外務省『平成30年版外交青書』153頁。外務省「核兵器禁止条約交渉第1回会議ハイレベル・セグメントにおける高見澤軍縮代表部大使によるステートメント」（平29.3）では、同条約交渉について、その思いを強く共有するとしつつも、核兵器国の理解や関与が得られないことが明らかとなっており、また、核兵器国の協力を通じ、核兵器の廃絶に結びつく措置を追求するという交渉の在り方が担保されていないことから、交渉に参加することは困難であるとし、核兵器国と非核兵器国双方を巻き込んだ現実的かつ効果的な措置の追求が必要とする見解が示された。

¹³ 外務省『平成30年版外交青書』157頁

¹⁴ 外務省『令和3年版外交青書』208～209頁

¹⁵ 第204回国会参議院予算委員会会議録第1号30頁（令3.1.27）

(3) 日米地位協定の見直し

主な要望事項

- 日米地位協定の見直しをすること。
- 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係地方公共団体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。
- 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令等の国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の地方公共団体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障等を明記すること。
- 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。
- 施設ごとに必要性や使用状況等を点検し、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

日米地位協定は、日米安全保障条約の目的達成のために我が国に駐留する米軍との円滑な行動を確保するため、米軍による我が国における施設・区域の使用と我が国における米軍の地位を規定したものである。同協定は1960（昭和35）年の締結以降一度も改定されておらず、必要に応じ、運用改善等による対応がなされてきた。同協定を補足するため、2015（平成27）年9月に環境補足協定¹⁶、2017（平成29）年1月に軍属補足協定¹⁷が締結された。

全国知事会は、米軍基地負担の状況を広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、2016（平成28）年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、2018（平成30）年7月に「米軍基地負担に関する提言」¹⁸を全会一致で取りまとめ、国に積極的な取組を求めた。2019（令和元）年7月には日米間の合意により航空機事故に関するガイドライン¹⁹が改正され、制限区域内への迅速かつ早期の立入りの明確化など一部運用改善がなされたが、全国知事会は、上記提言の内容が実現したとは言い難いとして、2020（令和2）年11月に新たな「米軍基地負担に関する提言」を取りまとめた。この新たな提言では、前回提言の内容に加え、在日米軍の新型コロナウイルス感染症対策について、日米両国の責任において常に最善の措置を採るよう緊密に連携するとともに、関係地方公共団体等への迅速かつ適切な情報提供に努めることなどが求められ、意見書においても、在日米軍における実効性のある感染防止対策の実施等について要望が見られた²⁰。

¹⁶ 環境面から補足するため、情報共有、環境基準の発出・維持、立入手続の作成・維持、協議に関する規定が定められた。法的拘束力を有する国際約束であり、従来の運用改善とは質的に異なる。2020（令和2）年4月に普天間飛行場で有害物質PFOSを含む泡消化剤が流出した際、本補足協定に基づく立入りが初めて行われた。

¹⁷ 軍属の範囲の明確化等がなされた。米側の報告によると、2018（平成30）年10月末時点の軍属の数は11,857人とされる。

¹⁸ 提言の内容は、上記「主な要望事項」における2～5項目と同様である。

¹⁹ 「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」

²⁰ 2020（令和2）年7月、日本政府と在日米軍は、在日米軍の新型コロナウイルス感染症対策について共同発表し、全ての在日米軍関係者の入国後の移動制限解除前のPCR検査の義務付けや施設・区域別の感染者数公表等を行うとした。

(4) 台湾のWHOへの参加

主な要望事項

- 台湾のWHOへの参加支持を表明している関係各国・地域と連携し、台湾のWHOへのオブザーバー参加の実現に向けた取組をこれまで以上に強化すること。

WHO（世界保健機関・World Health Organization）は、「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」（世界保健機関憲章第1条）を目的とし、1948（昭和23）年に設立されたグローバル・ヘルスの中核となる国連の専門機関である。1951（昭和26）年にWHOに加盟した日本は、年次総会²¹等に積極的に参加し、我が国の保健医療分野の対策に資するべく国際的な情報を入手するとともに、世界の保健課題への貢献も行っている²²。

台湾は、1971（昭和46）年に国連を脱退し、翌1972（昭和47）年にWHOからも離脱した²³。その後、台湾は、2009（平成21）～2016（平成28）年にオブザーバーとしてWHOの年次総会に参加したものの、2017（平成29）年以降は参加することができていない²⁴。

日本政府は、従来、国際保健課題への対応に当たり地理的空白を生じさせるべきではないとし、特に、新型コロナウイルス感染症のような全世界に甚大な影響を与える感染症に対しては、自由・透明・迅速な形で各国及び地域の情報や知見が広く共有されることが重要とし、台湾のWHO総会へのオブザーバー参加をこれまで一貫して支持している²⁵。

2021（令和3）年5月、G7外務・開発大臣会合で採択された共同声明には、WHO総会を始めとする国際機関への台湾の意義ある参加の支持が盛り込まれた²⁶が、中国の強硬な反対により、同月開催されたWHOの年次総会に台湾の参加は認められなかった。同総会において日本政府は、台湾のWHO総会へのオブザーバー参加に関し、国際的な感染症対応では、台湾のような公衆衛生上の成果を上げた地域を参考にすることや、地理的空白を生じさせないことも、世界全体の感染拡大防止の目的に適うとの考えを表明した²⁷。

同年6月には、WHOの年次総会等への台湾の参加の実現を求める「世界保健機関（WHO）の台湾への対応に関する決議」²⁸が、参議院本会議において全会一致で可決された。

²¹ WHO総会はWHOの最高意思決定機関であり、全加盟国（2019（平成31）年4月現在194か国・地域と2準加盟地域）で構成される。年次総会は毎年5月にジュネーブにて開催される（外務省ウェブサイト「世界保健機関（WHO）（概要）」〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/who/who.html>〉）。

²² 厚生労働省ウェブサイト「日本とWHO」〈<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabun-ya/kokusai/who/index.html>〉

²³ 1971（昭和46）年の第26回国連総会本会議において、中華人民共和国（中国）に国連代表権を与えることが決定され、中華民国（台湾）は国連議席を失った。その後、WHOなど国連の専門機関等においても、代表権が中国に移された（外務省『昭和48年版外交青書』〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1973/s48-2-4-11.htm#m402>〉参照）。

²⁴ 外務省『令和3年版外交青書』55頁。なお、2020（令和2）年に開かれたWHOの新型コロナウイルスに関する専門家会合（Global Research and Innovation Forum）には、台湾も参加している。

²⁵ 外務省『令和3年版外交青書』55頁

²⁶ 外務省ウェブサイト「G7外務・開発大臣会合」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page6_000558.html〉

²⁷ 外務省ウェブサイト「第74回WHO総会結果（概要）」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page24_01395.html〉

²⁸ 参議院ウェブサイト〈<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/204/210611-1.html>〉

(5) 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決

主な要望事項

- 北朝鮮による日本人拉致問題²⁹について、国際社会と連携を強化し、あらゆる手段を講じて、全ての拉致被害者等³⁰の即時一括帰国を実現させ、一刻も早い完全解決³¹を図ること。
- 拉致問題を風化させないよう、教育現場を含めた様々な場における啓発を一層強化すること。

政府は、北朝鮮による日本人拉致問題を、日本の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、国の責任で解決すべき喫緊の重要課題と位置付けている。また、その解決なくして日朝国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、全ての拉致被害者等の安全確保・即時帰国のため全力を尽くすとともに、真相究明、拉致実行犯の引渡しを追求するとしている³²。

国内における政府の取組としては、全閣僚から成る拉致問題対策本部を設置し、政府一体で戦略的取組・総合的対策を推進するとしている。国連安全保障理事会決議に基づく対北朝鮮制裁措置に加え、我が国独自の措置を講じており、2021（令和3）年4月には、北朝鮮との輸出入の全面禁止、北朝鮮籍の船舶等の入港禁止の措置の延長を閣議決定した³³。また、拉致問題の理解促進については、広報媒体の活用に加え、2020（令和2）年度は国際発信ビデオメッセージの制作・発信やSNSアカウントの開設等により取組を強化している³⁴。

政府は、拉致問題は基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的な問題であり、その解決には各国からの支持と協力を得ることが不可欠であるとして、外交上のあらゆる機会を捉え拉致問題を提起している。2020（令和2）年12月には、国連総会が北朝鮮の人権侵害を非難する決議を16年連続で採択し、拉致被害者の即時帰還を求めた³⁵。また、2021（令和3）年4月の日米首脳会談では、拉致問題の即時解決を求める米国のコミットメントが示された³⁶。

意見書においては、拉致被害者等の家族のみでなく拉致被害者等自身も高齢化しており、もはや一刻の猶予もない状況であるとして、拉致問題の早急な解決が求められた。

²⁹ 1970～80年代頃に北朝鮮による日本人拉致が多発した。2002（平成14）年9月に北朝鮮が拉致を認め、同年10月に5名の被害者が帰国した。

³⁰ 2021（令和3）年3月末現在、政府は拉致被害者として17名を認定している。このほか、拉致の可能性を排除できない事案として875名について捜査・調査している（外務省「令和2年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告」3頁）。

³¹ 政府は、拉致問題の解決には①全ての拉致被害者の安全確保・即時帰国、②真相究明、③拉致実行犯の引渡しを実現する必要があるとしている（外務省ウェブサイト〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kp/page1w_000085.html〉）。

³² 「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」（平成25年1月25日拉致問題対策本部決定）

³³ 国連安全保障理事会は、核実験やミサイル発射を繰り返す北朝鮮に対して、2006（平成18）年以降、累次に渡り輸出入の制限等の制裁措置を講じている。我が国も、2006（平成18）年以降、人的往来の規制、輸出入禁止、北朝鮮籍船舶等の入港禁止等の独自の制裁措置を実施してきた。このうち輸出入禁止と北朝鮮籍船舶等の入港禁止の措置は2021（令和3）年4月13日までを期限としていたが、新たに2年間延長した。

³⁴ 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）では、政府及び地方公共団体は、北朝鮮による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるとされている。

³⁵ 日本は例年EUと共同で決議案の起草を主導してきたが、2019（令和元）年以降、EUの決議案を支持する共同提案国にとどまっておらず、日朝首脳会談の実現に向けた配慮との見方もある（『日本経済新聞』（令2.12.17））。なお、北朝鮮による拉致被害者の出身国は、日本のほか、韓国、レバノン、タイ、ルーマニア、中国等の諸国に及ぶとされる（外務省ウェブサイト〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kp/page1w_000085.html〉）。

³⁶ 外務省ウェブサイト〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1_000951.html〉

(6) 義務教育費国庫負担制度の拡充、教職員定数改善と少人数学級の推進等

主な要望事項

- 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
- 計画的な教職員定数改善を進めるとともに、少人数学級の推進を図ること。
- 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

国は、義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）に基づき、都道府県・指定都市が負担する公立義務教育諸学校³⁷の教職員の給与費について、3分の1を負担している（義務教育費国庫負担制度）³⁸。同法の施行当初、国の負担割合は2分の1であったが、国庫補助負担金、税源移譲を含む税源配分、地方交付税の在り方を一体的に見直す「三位一体の改革」において検討対象となり、平成18年の同法改正により3分の1に引き下げられた。

公立義務教育諸学校における教職員定数と学級編制（1学級の児童生徒数）の標準は、義務標準法³⁹により定められている。教職員定数は、学級担任等の基本的な定数である基礎定数と、少人数指導やいじめへの対応など政策目的に応じて配分される加配定数から構成され、基礎定数は学級数等に応じて機械的に計算されるのに対し、加配定数は毎年度の予算の範囲内で措置される。令和3年度の教職員定数は約69万人であり、35人学級の推進や通級指導等の基礎定数化による定数増の一方、児童・生徒数の減少や加配定数の見直し等による定数減の結果、前年度比474人減となった⁴⁰。意見書においては、教職員定数改善計画⁴¹の策定・実行についての要望も見られた。

学級編制の標準は平成23年度以降、小学校1年生は35人、それ以外は40人とされていたが、令和3年の改正義務標準法⁴²により、小学校2～6年生についても令和3年度から5年かけて段階的に35人に引き下げることとなった⁴³。なお、学級は同学年の児童生徒で編制するのが原則だが、児童生徒数が著しく少ない場合などは、数学年の児童生徒を1学級に編制する複式学級にすることができ、複式学級の学級編制の標準は、小学校は16人（1年生を含む場合は8人）、中学校は8人とされている。意見書においては、新型コロナウイルス感染症対策としての身体的距離の確保や、いじめや不登校など様々な問題への対応のため、少人数学級は欠かせないと主張が見られた。

³⁷ 公立の小・中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中部

³⁸ 義務教育費国庫負担金の令和3年度予算額は1兆5,164億円であり、文部科学省予算（一般会計）の28.6%を占める最大の経費となっている。

³⁹ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）

⁴⁰ 財務省「令和3年度文教・科学技術予算のポイント（概要）」2頁

⁴¹ 教職員定数改善のため、第1次（昭和34～38年度）から第7次（平成13～17年度）まで策定されていた。

⁴² 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第14号）

⁴³ 令和3年度は小学校2年生を35人以下学級にするとしているが、法改正前においても小学校2年生については加配定数の措置により35人以下学級を実施していた。また、都道府県教育委員会の判断で、国の標準よりも少人数の学級編制基準を定めることが可能であり、令和2年度は64の都道府県・指定都市において、国の学級編制の標準を下回る学級編制の取組が実施されている。

2. おわりに

本稿では、前回に続き、令和2年に参議院において受理した意見書の主な項目のうち、一部について紹介した。なお、前回紹介した内容は以下のとおりである。引き続き主な項目の紹介を通じ、意見書の全体像を概観していきたい。

「地方議会からの意見書(1)」

- ①地方公共団体のデジタル化の着実な推進
- ②地方財政の充実・強化
- ③軽油引取税の課税免除の特例措置の継続
- ④新たな過疎対策法の制定
- ⑤地方議会議員の厚生年金への加入
- ⑥性犯罪に関する刑法規定の見直し

(ねぎし たかし、ないとう あみ、とくだ たかこ、
ながはた まい、いわさき たろう)